

勤勞者給與引上に關する件

(昭和二十年十二月三十一日新聞發表)

終戦後に於ける政治經濟其の他一般情勢の變化は、戦時中に於ける給與統制及び更に進んで給與制度に關する根本的檢討を必要とするに至つた。厚生省としては根本的對策として、會社々員及勞務者に關する給與統制の一元化を圖り且總動員法廢止に伴ひ、會社經理統制令及賃金統制令に代るべき根本的給與立法を立案したいと考へてゐるが、さしあたり會社經理統制令中社員給與に關する部分を厚生省所管になす様關係官廳と協議中である。又中央賃金委員會及専門委員の陣容を新たに於て、近く之に最低賃金制の擴充強化に關する諮問を行ふ豫定である。

然しながら現下勤勞者の生活事情は、緊急對策の樹立を必要とする認められるので、今般聯合軍司令部の諒解を得て官吏、會社々員に對する措置に應じ勞務者給與に關しては左の應急措置を講ずることとなつた。

一、一般賃金の引上

日傭勞務者(日々雇入たる勞務者及六十日以内の期間を定めて雇傭する勞務者)を除く一般勞務者に對し一人一ヶ月百圓以内に於て賃金の引上を認める。

此の賃金の引上は、物價手當の創設、基本給又は單價の引上等其の方法は之を制限せず、事業場で適當と認める方法に依り得ることとした。然しながら低額所得者に對し比較的厚く給與さるるが如き方法を

希望する。尙炭礦勞務者に付ては石炭事情の特殊性を考慮して本件とは別途に措置することとなつてゐる。

二、家族手當の増額

扶養家族一人に對し從來の月額五圓を二十圓迄引上げることを認める。然し此の場合從來支給されてゐた疎開別居手當は之を廢止されねばならない。

三、右の賃金引上及家族手當の増額は十二月分より實施する。尙今回の賃金引上及家族手當の増額に關しては、賃金統制令に基く許可又は認可は不要であるが、賃金規則を變更した場合は之を地方長官に報告せねばならない。